

## 駒沢給水塔風景資産保存会会則

**第1条【名称および事務所】** この団体は駒沢給水塔風景資産保存会(以下単に「この会」という)と称し、主たる事務所は世田谷区弦巻2丁目39番の2号(黒田方)に置く。

**第2条【目的】** この会は、街のシンボルとして愛されてきた駒沢給水塔を、風景資産として大切に保存するとともに、給水塔を中枢に据えた渋谷町水道施設を重要な歴史遺産として、存在意義の普及に努めることを目的とする。

**第3条【活動】** この会は、前条の目的を達成するため、管理者たる東京都水道局と緊密に協議を進めるとともに、以下の活動を行う。

1. 資料の収集、調査、研究
2. 会報、機関誌、ホームページ等による発信
3. 講演会、見学会、撮影会、展示会等の開催
4. 次世代(主に小学校児童)への学習支援
5. 街路等に銘板、由来板、説明板等の設置
6. 文化庁登録有形文化財認定を目的とする促進活動
7. 緊急災害を含めて、施設の活用に関する提言
8. その他の必要な活動

**第4条【会員および会費】** この会の主旨に賛同し、以下の会費を納入した個人を、個人会員とする。

入会金：800円 年会費：1,200円

2. この会の主旨に賛同し、以下の会費を納入した企業、団体等を法人会員とする。

年会費：1口10,000円

**第5条【財務】** この会の活動資金は、年会費および支援者の寄付金その他で賄う。

2. 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了するものとする。

**第6条【役員・会計監査】** この会の役員として代表1名、副代表2名、幹事若干名(内1名は会計責任者)を置き、これらの役員を以て幹事会を構成する。

2. 代表、副代表、および会計監査は幹事会で選出し、総会の承認を求める。
3. 役員および会計監査の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

**第7条【運営】** この会の運営は幹事会が行う。

**第8条【総会】** この会は原則として総会を年1回開催するものとする。

2. 総会の議決は出席会員の過半数による。
3. 総会に付議する事項は、前年度の活動報告及び財務報告、次年度の活動方針、選出役員、会計監査の承認、会則の変更、その他幹事会で必要と認められたものとする。

**第9条【細則】** この会の目的達成のために必要な細則は、幹事会で決める。

**【附則】** この会則は平成19年4月1日から実施する。

平成 21 年 5 月 10 日 【第 4 条】の一部改訂

平成 25 年 5 月 6 日 【第 1, 2, 3, 4, 6 条】について一部改訂および追加

令和元年 8 月 20 日 【第 1 条】に一部追加、【第 3 条】に項目 6 を追加、項目 6, 7 を 7, 8 へ変更